

問い合わせ

【自動車の登録手続きについて】
東北運輸局 福島運輸支局
福島市吉倉字吉田 54
☎ 050-5540-2015（登録部門）
【自動車税に関すること】
県北地方振興局 県税部
課税第二課 自動車税チーム
福島市杉妻町 2-16 北庁舎 4階
☎ 521-2702
【軽自動車税に関すること】
税務住民課 ☎ 582-2114

軽自動車税を
口座振替で納める人へ

軽自動車税を口座振替で納付した人には、6月上旬に軽自動車税納税証明書（継続検査用）がついた口座振替領収証書を郵送します。

納期限（5月31日）から納税証明書が郵送されるまでの間に車検を受ける場合は、軽自動車税の引落額を記帳した「通帳」を税務住民課窓口にお持ちになり、軽自動車税納税証明書（継続検査用）の交付を受けてください。

金融機関から口座振替納付情報が町へ届くまで日数を要しますので、通帳による納付確認について、ご理解とご協力をお願いします。

なお、車検は自動車検査証の有効期間が満了する1か月前から受けることができます。前年度の納税証明書を使用して納期限の前日までに車検を受けることをお勧めします。

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（または使用者）に課税される税金です。
平成31年度の自動車税・軽自動車税の納税通知書は、5月上旬に送付します。最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで、納期限の5月31日金までに納付をお願いします。

軽自動車税の
減免制度について

障がいのある人のために使用される軽自動車などで、一定の要件に該当するものについては、納税義務者の申請により軽自動車税を減免します。

減免の手続きは、納税通知書が手元に届いてから、期限までに減免申請書を提出してください。

■申請期限

令和元年5月22日（金）

■提出先

税務住民課 課税係

※申請期限を過ぎると減免が受けられません。

※減免を受けられるのは一人につき、普通自動車・軽自動車合わせて1台のみです。

「忘れずに納めましょう」 自動車税の納期限は、5月31日（金）です

広報こおり お知らせ版

令和元年
5月8日
発行

編集・発行
桑折町総合政策課

内 容

- ・「忘れずに納めましょう」 自動車税の納期限は、5月31日（金）です
- ・電話予約による住民票等交付の窓口延長
- ・まちづくり懇談会
- ・再生可能エネルギーシステム
- ・設備等設置費補助制度
- ・製造業の事業所の皆さんへ
- ・工業統計調査を実施します
- ・乳幼児健診の日程
- ・農業委員会だより
- ・Jアラートの試験を行います
- ・「献上桃の郷 桑折町デー」
- ・観戦チケット発送のお知らせ
- ・小・中学校の夏季休業期間を短縮します
- ・阿武隈川上流総合水防演習
- ・健康づくりウォーキング
- ・生活環境課からのお知らせ

まちづくり懇談会

町民の皆さんと意見交換をする「まちづくり懇談会」を開催します。

■日時 5月9日（木） 19:00～

■場所 「イコーゼ!」 1階

■内容 31年度事業概要と予算

4月3日に各戸配布しました「町の事業と予算」をお持ちください。

問 総合政策課 広報広聴係 ☎ 582-2115



電話予約による 住民票等交付の窓口延長

■日時 毎週木曜日（祝日除く）
19:00 まで

■内容 住民票、戸籍、
印鑑・税証明書

当日17:00までに税務住民課
（☎ 582-2114）へご予約ください。



製造業の事業所の皆さんへ 工業統計調査を実施します

6月1日を基準に、町内にあるすべての製造業の事業所を対象とした、工業統計調査を行います。調査書類が届きましたら、ご回答ください。

事業所の皆さんのご協力をお願いします。

■目的

我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする、統計法に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。

■調査期間

5月～6月にかけて

■調査の流れ・回答方法

- ①準備調査…調査員が事業所へ訪問し、主要製品名・従業員数等を伺います。
- ②本調査…準備調査の結果、従業者4人以上の事業所に調査書類を配布します。（3人以下の場合、①で終了です。）回答方法は、調査票による回答・インターネット回答の2通りです。

■かたり調査にご注意ください

調査員は必ず調査員証を身に着けています。調査員を装う「かたり調査」にお気を付けください。

問コールセンター ☎ 0120-805-071

（期間：5月8日～12月27日、
9:00～18:00 土日・祝日を除く）

総合政策課 政策推進係 ☎ 582-2115

再生可能エネルギーシステム 設備等設置費補助制度

町では、「再生可能エネルギー推進の町」をスローガンに、原子力依存からの脱却や地球温暖化防止に寄与できるよう、次の設備を導入する人へ、設備費用の一部を補助しています。

■補助概要

- ・住宅用太陽光発電システム
…1kwあたり3万円、最大4kw（上限12万円）
※電力会社との受給開始が平成30年4月1日から令和2年3月31日までのもの。
- ・定置用リチウムイオン蓄電池システム
…1kwhあたり2万円、最大5kwh（上限10万円）
- ・バイオマス燃料ストーブ設備
…設備本体および当該設備の設置に要する経費の総額に5分の1を乗じて得た額（上限5万円）

■受付期間 5月7日☎～

※申請は先着順となります。予算額に到達次第、募集期間内でも終了します。

※県にも同様の制度があり、町の補助金と併用可能です。

※詳細については、町ホームページまたは担当までお問い合わせください。

問生活環境課 エネルギー環境対策係
☎ 582-2123

乳幼児健診の日程

場所は「やすらぎ園」です

健診内容	月日	受付時間	対象者	対象保護者向け	
4か月児健康診査	5月9日☎	13:15～13:30	平成30年12月生まれ	インボディ測定 ※1	
	6月4日☎		平成31年1月生まれ		
7か月児健康診査	5月9日☎	13:00～13:15	平成30年9月生まれ		尿検査 ※2
	6月4日☎		平成30年10月生まれ		
1歳6か月児健康診査	5月21日☎	13:00～13:30	平成29年9月生まれ		歯科検診 ※3
			平成29年10月生まれ		
3歳6か月児健康診査	6月11日☎	郵送にて個別通知	平成27年10月生まれ		
			平成27年11月生まれ		
			平成27年12月生まれ		
10・11か月児健康診査	6月18日☎	13:00～13:30	平成30年6月生まれ		
			平成30年7月生まれ		

※1 乳幼児健診対象の保護者全員に、インボディ（体組成計）測定を実施・結果通知しています。（ペースメーカー埋め込み者、妊婦を除く）

※2 7か月児健康診査対象乳児の保護者に、尿中塩分測定検査を案内・実施しています。結果は、次回10・11か月児健診時にお伝えします。

※3 1歳6か月児健康診査対象幼児の保護者に、歯科検診を実施しています。

問子育て世代包括支援センター「すくすく」（健康福祉課内） ☎ 582-6045



農業委員会だより

問農業委員会事務局（産業振興課内） ☎ 582-2126

1 農地賃借料情報

平成 30 年 1 月から 12 月までに締結（公告）された農地の賃貸借（利用権設定）における主な賃借料水準（10 a 当たり）の賃借金額は、次のとおりとなっています。なお、地区、圃場の条件などにより賃借料に幅がありますので、詳しい内容を知りたい人は、町ホームページからダウンロードいただくか、農業委員会事務局までお越しください。

種 別		締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	備 考	
田（水稲）の部	桑折	上田	・平坦整形 （概ね 30a 区画の圃場）	12,300	18,800	6,300	10 a 当たり 水稲 1 等・2 等米 の収量	500kg以上
	睦合	中田	・面的整備に農業投資をした 小区画の地区	13,100	19,200	11,900		480kg以上
	伊達崎	上田	・平坦整形 （概ね 30a 区画の圃場）	12,000	17,000	6,600		500kg以上
	半田	上田	・平坦整形 （概ね 30a 区画の圃場）	10,900	16,600	6,300		500kg以上
	（参考）桑折町平均			12,000				
畑の部	牧草畑 普通畑	桑折地区		10,100	12,100	5,000		
		伊達崎地区		9,400	10,000	4,000		
		（参考）桑折町平均		9,800				
	樹園地	桑折地区		9,600	10,000	7,900		
		睦合地区		6,400	10,000	3,000		
		伊達崎地区		9,500	15,000	3,000		
		半田地区		6,800	11,500	3,600		
		（参考）桑折町平均		9,000				

※ 1 賃借料を物納支給（玄米）としている場合は、60 kg 当たり
12,500 円に換算している。
※ 2 賃借料の算出に当たって、水利費は含まれない。
※ 3 金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としている。
※ 4 「（参考）桑折町平均」の平均額は、各区分の平均値を
データ数により加重平均した値である。

2 農業経営基盤強化促進法による
利用権設定を受付中！

■貸主（出し手）の要件

市街化区域外に農地を所有している人

■借主（受け手）の要件

- ・年間 150 日以上農業に従事している人
- ・現在耕作している面積と利用権設定を受ける農地を含め、3,000㎡以上の農地を耕作している人
- ・農業者年金（経営移譲年金）受給者の農地を借り受ける場合にあっては、①または②に該当する人

①農地所有適格法人

② 60 歳未満で、国民年金 1 号加入者、耕作面積 5,000 ㎡以上、利用権設定を受ける期間が 10 年間可能な人

※上記以外の人借り受けると、貸主の経営移譲年金が支給停止となります。

■提出書類

貸主（出し手）および借主（受け手）双方から、利用権設定の申出書を提出していただきます。

◎申出書用紙は、本庁舎 2 階の農業委員会事務局（産業振興課内）にあります。

■提出期限 6 月 3 日 月

※原則、経営移譲年金受給者が農地を第三者に貸した場合、支給停止となります。やむを得ず農地を賃借したい事情がある場合は、JA ふくしま未来伊達地区農業振興課（☎ 575-0114）にお問い合わせください。

3 農地の転用には許可が必要です！

■農地の転用

農地法では、土地利用の調整と優良農地確保のため、農地を農地以外の用途として使用する場合は、事前に農地法に基づく転用の手続きをしていただき、原則として転用許可が必要です。

住宅用地や駐車場だけでなく、資材置場や砂利採取場、工事の残土での整地など、一時的に農地を転用する場合も同様です。

また、転用したい農地が農業振興地域内の農用地である場合、その除外の手続きも必要です。

■違反すると罰則も…

農地法の転用許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法違反であるため、工事は中止し、元の農地の状態へ復元していただく必要があります。これに従わない場合、懲役または罰金の厳しい罰則が適用されることもあります。

農地転用を計画される人は、早めに農業委員会へ相談してください。



「献上桃の郷 桑折町デー」 観戦チケット発送のお知らせ

このたびは、東北楽天ゴールデンイーグルス「献上桃の郷 桑折町デー」に多数のご応募ありがとうございました。厳選なる抽選の結果、当選者の皆さんへチケットを発送しました。

※チケット当選者の発表については、発送をもって代えさせていただきます。

固総合政策課 移住定住係 ☎ 582-2115

阿武隈川上流総合水防演習

東北地方では毎年5月の水防月間にあわせ、水防意識高揚、水防体制強化のため、東北の代表水系で水防演習を実施しています。今回は阿武隈川上流（郡山市）で開催され、桑折町消防（水防）団も水防工法演習を披露しますので、ぜひご覧ください。

■日時 5月26日（日）8:30～12:00

（サテライト会場：9:00～12:00）

■場所

【本会場】 郡山市富久山 阿武隈川左岸河川敷

【サテライト会場】 郡山駅西口広場、
ショッピングモールフェスタ

■内容 以下の内容を同時開催します。

- ・阿武隈川流域市町村水防団による水防工法演習
- ・地域住民および関係機関参加訓練
- ・東北水防技術競技大会
- ・パネル、車両展示や各種体験など防災展

固生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2111

Jアラートの試験を行います

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いた試験で、桑折町以外の地域でも、さまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

■試験実施日時 5月15日（日） 午前11時ころ
町独自の試験放送も実施予定です。

■試験放送について

町内の公共施設等に設置してある屋外スピーカーから、一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】「これは、Jアラートのテストです」

固生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2111

※地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

小・中学校の夏季休業期間を 短縮します

町教育委員会では、令和2年度以降の新学習指導要領実施に伴う授業時数増に向け、小・中学校の授業日・休業日の変更を検討してきました。

平成31年度に祝日が増加する見通しになったため、1年早めて下記の対応としました。

平成31年度からの変更点

桑折町立小・中学校の夏季休業日について

「7月21日から8月24日まで」を
「7月21日から8月21日まで」
と変更し、**3日短縮**する。

※幼稚園の夏季休業日については変更せず、これまでと同様です。

固こども教育課 学校教育係 ☎ 582-2403

生活環境課からのお知らせ

水防
月間

5/1（水）～5/31（金）

～洪水から守ろう みんなの地域～

- ・避難場所、避難経路は事前に確認
- ・非常時の持ち出し品は事前に準備
- ・気象情報や河川情報に注意

自転車
月間

5/1（水）～5/31（金）

～自転車は車両の仲間 安全利用を～

春の全国交通安全運動

5/11（土）～5/20（月）

一人一人が交通ルールを守りましょう。

固生活環境課 危機管理係 ☎ 582-2111

こおり友遊くらぶ 参加者募集

こおり史跡めぐり 健康づくりウォーキング



■日時 5月23日（日） 9:30～11:15

■場所 桑折町内（9:15 旧伊達郡役所集合）

■コース 旧伊達郡役所⇒伊達朝宗墓所⇒西根上堰
⇒桑折宿⇒旧伊達郡役所 【約3km】

■定員 町内在住・在勤の成人 30人

■その他 ・歴史案内人による解説あり。

・ノルディックポールのレンタルあり（300円）

※ポールなしでも参加できます。

■申し込み・問い合わせ 5月20日（月）までに生涯学習課（☎ 582-3129）へ問い合わせください。